

## 第23回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年5月20日（金）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和4年5月20日（金）午前10時00分から午前11時45分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人  
会長 10番 梁島 源智  
会長職務代理者 5番 篠原 正明  
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男、  
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員  
小島 高雄 推進委員
5. 議事日程  
開 会  
議事録署名委員の指名  
会議書記の指名  
日程第1 会務報告について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について  
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について  
日程第6 議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
日程第7 報告第1号 非農地証明願の件について  
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
日程第9 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について  
日程第10 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について  
日程第11 報告第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について  
日程第12 報告第6号 農地法施行規則第53条の規定による届出の件について  
その他 事務連絡  
閉 会
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 田中貴子、副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、主任 齋藤純一  
主事 松本ひなた
7. 会議の概要

令和4年5月20日（金）【午前10時00分開会】

- 局長      ただ今から、第23回壬生町農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりません。また、推進委員の鈴木さんが所用のため欠席ですが、小島推進委員に出席をいただいております。総会の定足数には達しておりますので、本総会は成立いたします。  
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長      みなさん改めましておはようございます。農繁期にかかわらず農業委員さん、推進委員さんご出席をいただきましてありがとうございます。今日から農業委員の総会は新庁舎での開催となります。来年の7月まで1年ちょっとありますが、新庁舎の中で推進委員さんとともに農業の振興に努めていきたいと思っております。  
この間の14日に庁舎の記念式典がございまして、その前に篠原職務代理と相談したのですが、町の方に花をプレゼントさせていただきました。親睦会の方から支出させていただきましたので、ご了解をいただきたいと思っております。記念式典にお花を見ましたが、農業委員と最適化推進委員の名前で立派な花が飾られていました。  
また、今日の農業新聞に載っていますが、昨日、参議院の農林水産委員会で地域の農地利用の将来像を描く人・農地プランの法定化を盛り込む農地関連法案を可決した、という記事が掲載されておりました。そして改正案は今日の参議院本会議で可決成立する見通しだという事です。中身的に人・農地プランとか農業委員会にかかわる問題でございまして、中身が難しすぎて我々にはわからない内容でございまして、いろいろ決まり次第、国の方から来ていただいて、1~2時間くらい説明明会、勉強会をしたいと思いますのでその時はよろしくお願いいたします。  
今日の総会の中身につきましては、議案も結構ありますので、皆様のご協力をいただきまして総会を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 局長      ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長      それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長      それでは、7番 琴寄 成人 委員、8番 清水 利通 委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の宇賀神係長をお願いいたします。

- 議長      それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

- 局長      記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

4月28日(木) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで開催され、梁島源智会長と齋藤純一主任が出席いたしました。

5月14日(土) 壬生町役場新庁舎開庁式が行われ、梁島源智会長が出席されました。

5月16日(月) 農地法第4条・第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、101会議室と現地で行われ、大関孝男農業委員、篠原正明農業委員、高橋宏治農業委員、鈴木進吉推進委員、小島高雄推進委員、事務局より宇賀神 尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 次に、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページからの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。5月2日、月曜日締切りの時点で、8件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市) 自作地22㍍ 貸付地199㍍

譲受人 \_\_\_\_\_ (鹿島) 自作地281㍍

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 961㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼働 3人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (星の宮) 自作地0.13㍍

譲受人 \_\_\_\_\_ (星の宮) 自作地 106㍍

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 13㎡  
贈与による所有権移転 \_\_\_\_\_ 稼動 1人

第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (鹿島) 自作地 51㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (下馬木) 自作地 103㌥

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 257㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼動 2人

第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (栃木市) 自作地 5㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (原坪) 自作地 241㌥

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 505㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼動 4人

第5項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下表町) 自作地 109㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (壬生町)  
自作地 44㌥ 借受地 39㌥

(土地の表示)

壬生町 \_\_\_\_\_ 田 756㎡  
壬生町 \_\_\_\_\_ 田 491㎡  
合計 1247㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼動 3人

第6項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下表町) 自作地 90㌥ 借受地 23㌥  
貸付地 94㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (壬生町)  
自作地 44㌥ 借受地 39㌥

(土地の表示)

壬生町 \_\_\_\_\_ 田 894㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼動 3人

第7項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (壬生町) 自作地 2.37㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (仲通町) 自作地 60㌥ 貸付地 24㌥

(土地の表示)

壬生町 _____	田	237㎡
交換による所有権移転	稼動 2人	

第8項

譲渡人 _____ (仲通町)	自作地 60畝	貸付地 24畝
譲受人 _____ (壬生町)	自作地 2.37畝	

(土地の表示)

壬生町 _____	田	73㎡
壬生町 _____	田	163㎡
	合計	236㎡

交換による所有権移転 稼動 1人

以上、第1項から第8項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしております。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号第1項について説明いたします。

去る5月15日に私と、刀川農業委員、小島推進委員、また譲受人の \_\_\_\_\_ さんの立会いのもと、確認をしてみました。チェックシートに基づき確認しましたが、なんら問題を生ずる恐れがないと思われまので、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

第2項の案件について、ご報告させていただきます。去る5月14日、譲受人、                    さん立ち会いのもと、高橋敏男農業委員、戸崎浅一推進委員とともに現地調査を行いました。周辺地域の関係について現地確認いたしました。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れもないと思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

ご報告いたします。3項案件について去る5月17日に、譲受人                     氏、立ち会いのもと、農業委員大橋好一氏、小島高雄農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和条件を満たしておりました。審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員(4項の現地調査の結果並びに補足説明)

ご報告いたします。4項案件について去る5月17日に、譲受人 \_\_\_\_\_氏、立ち会いのもと、農業委員大橋好一氏、小島高雄農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和条件を満たしておりました。審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

農地法第3条規定第5項案件についてご説明いたします。この案件は5月15日、午後1時から大関孝男農業委員、地区担当の星川 旭推進委員、譲受人、\_\_\_\_\_氏と私で現地確認いたしました。現地は譲渡人、\_\_\_\_\_さんの農地を取得することにより、\_\_\_\_\_, とこれから6項で説明します\_\_\_\_\_で、2,3か月前に購入した\_\_\_\_\_と一体化になるため、今回の申請になります。チェック項目に関しましても問題はないことをご報告いたします。以上ご審議お願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員  
作物はどのようなものを作っているのか。

●9番 早乙女 誠 委員  
多分イチゴ、苺農家だからイチゴだと思うのですが、またハウスでも建てるのかな。

○議長 他にございますか。  
2番 大橋 委員

●2番 大橋 好一 委員  
今、ハウスの話が出たので、ここはハウスが建っているのかな。

●9番 早乙女 誠 委員  
反対側、地図で見ると\_\_\_\_\_の道路までが全部ハウスが建っています。

●2番 大橋 好一 委員  
\_\_\_\_\_の西側ですよね、左側

●9番 早乙女 誠 委員  
ここは\_\_\_\_\_で、この\_\_\_\_\_の道路までが、今 ハウスが建っています。



それは、\_\_\_\_\_さんが東京かどこかの人に貸しているみたいです。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員(6項の現地調査の結果並びに補足説明)

引き続き第6項の案件について説明します。同じく5月15日、午後1時から、大関孝男委員、地区担当の星川 旭推進委員、また、\_\_\_\_\_氏と現地を確認しました。

前項で述べた通り、その真ん中に\_\_\_\_\_さんの土地があるため、今回の申請に至ったとのこと。チェック項目についても問題のないことを報告いたします。6項案件、審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございました。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第7項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（7項の現地調査の結果並びに補足説明）

引き続き第7項の案件について説明いたします。この案件も5月15日、午後1時30分から大関孝男農業委員、地区担当の星川 旭推進委員とともに現地を確認してまいりました。現地は前日に\_\_\_\_\_とともに確認しておきました。

譲受人 \_\_\_\_\_さんとしても耕作に便利になるため同意したとのこと。なおチェック項目に関しても問題ないことをご報告いたします。以上7項、ご審議よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員

当然事務局で確認していると思うのですが、これはどういう身分で、第8項にも関係してくるのですが、譲受人は、これは個人なのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

個人といいますか、もともと\_\_\_\_\_で農地を所有していたのですが、その理由が登記簿等、固定資産の税の状況で確認すると、昭和42年のころから保存登記という事で、すでにその時点で\_\_\_\_\_が農地を取得している状況でした。個人の農業者というわけではなく、農地所有適格法人でもないの、本来農地を取得できる方ではないのですが、お互いの農地を利用しやすくする目的で、交換をしたいという相談がありました。以前、似たようなケースがあり、それに準じて今回も申請を受け付けた状況です。

●6番 高橋 宏治 委員

結構これは奇異な話だと思いますけど。8項になりますけど農事者資格がないのに許可を出すという事なので、交換というのは結局、お互いの所有権移転なので、交換だからいいという話ではないと思います。これを許可出しちゃうと言うのは。

○議長 これは県に相談したのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

いや、県には相談していません。前の時の判断に準じて受付をしたものなのですが。

○6番 高橋 宏治 委員

そもそも登記簿の所有者は\_\_\_\_\_の名前が入っているのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長  
\_\_\_\_の名前が入っています。\_\_\_\_という表記がされているものです。

○6番 高橋 宏治 委員  
司法書士は入っていますか。

●事務局 宇賀神農地調整係長  
司法書士ではなく、行政書士が入っています。

●6番 高橋 宏治 委員  
これは登記が出来ないのではないかな。  
個人の名前ではなく、\_\_\_\_が持つというのがありますが、登記簿としては不備な登記のはずなんです。\_\_\_\_でもないし、個人の名前でもないし、\_\_\_\_の名前という、よく大字で所有者があったりするのですが、大字安塚が所有者になっていたり、そういうものに多分近い形じゃないかな。

○議長 こういうケースの場合は登記はできないのですか。

●6番 高橋 宏治 委員  
できません。今これを法務省の方で直そうとしていて、登記を整理しようとしているんです。全国に司法書士とか土地家屋調査士の委員を任命しまして、どうしようというふうに検討する委員がいるんですけど、多分\_\_\_\_が所有者という場合には、それに引っ掛かるようなものだと思います。

●1番 刀川 正己 委員  
\_\_\_\_が農地を持っていては駄目なのですか。

●6番 高橋 宏治 委員  
駄目ですね。\_\_\_\_は、そもそも農地所有適格法人になれないので、\_\_\_\_は農地を持ってないのですけれども、多分個人ですよ、これは。個人の\_\_\_\_さん。だからこの場合、これから取得をするというのはちょっと無理かなと。

●9番 早乙女 誠 委員  
これは、\_\_\_\_を改修するにあたり、この\_\_\_\_さんの農地がいくらかかかってしまうんですよ。で、それを回避するために\_\_\_\_さんの一番最初の角かな、舗装になっているんですけど、そこと、\_\_\_\_さんにとってはものすごく便利な土地なんです。で、\_\_\_\_さんとすればやはりそこへ\_\_\_\_を建てたい。という事で交換で平米数を合わせた、という経緯があるようなのですが、知らずに借りていたらしいが、改修するのにあたり、それが発覚した、そんな経緯があります。

- 6番 高橋 宏治 委員  
でも今回3条ですので、農地として使わないと。
- 9番 早乙女 誠 委員  
\_\_\_\_は農地として使っていないで、\_\_\_\_の一角に\_\_\_\_さんの土地があったということで、それがまずいので交換したい、という事です。
- 2番 大橋 好一 委員  
現状は、農地として見られない。
- 9番 早乙女 誠 委員  
農地としては使っていなかった。
- 議長 何に使っていたのですか。
- 9番 早乙女 誠 委員  
庭ですかね。\_\_\_\_さんの土地をね。
- 2番 大橋 好一 委員  
この辺は、自分が小学生の頃は、ずいぶん田んぼを作っていたよね。今はほとんど田んぼじゃなくて駐車場だね。
- 7番 琴寄 成人 委員  
問題は、農地として売買ができるかできないかという事ですよね。交換分合だけど。結局、登記簿の問題だけど。
- 議長 登記の問題となると、通すわけにはいかなくなるね。  
行政書士が入っているというのであれば、今回は保留にして、行政書士に来てもらって詳しく話を聞いた方がいいですね。で、もし通るようなら来月の総会に出してもらおうように。
- 7番 琴寄 成人 委員  
その方が早い、間違いないよね。
- 議長 高橋宏治委員が、こう言うのに通すわけにはいかないですよ。
- 6番 高橋 宏治 委員  
これはちょっと通しちゃうとまずいですね。
- 7番 琴寄 成人 委員

専門家がこう言うんだから、農業委員会で審議するより、その前の問題だから。

○議長 事務局でもう一回確認するように、今回の第7項案件、第8項案件は保留という事にしますか。どうですか、みなさん。

●5番 篠原 正明 委員  
その方がいいですね。

○議長 じゃ、事務局の方で、行政書士さんに来てもらってよく話を聞いてください。通るようならまた来月出してもらうように。

●事務局 宇賀神農地調整係長  
はい、そのようにします。

○議長 じゃみなさん、よろしいですか。

●1番 刀川 正己 委員  
逆に言うと、この\_\_\_\_\_の名前を出さなければ、個人だったらいいという事ですか。\_\_\_\_関係でも結構農業をやっている人がいる。

●7番 琴寄 成人 委員  
もともとダメなんですよ。登記が\_\_\_\_\_なんですから。

○議長 じゃ、7項、8項案件は保留という事にします。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書4ページ、議案第2号 農地法第4号の規定による許可申請の件について、ご説明いたします。5月2日、月曜日の締切り時点で1件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

申請人 \_\_\_\_\_ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 497㎡

自己用住宅敷地を目的とした転用

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る 5月16日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の4番 大関 孝男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 大関 孝男 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第2号 農地法 第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をいたします。

現地調査については、5月16日(月)に私と篠原正明職務代理、高橋宏治農業委員、鈴木進吉推進委員、小島高雄推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は東武宇都宮線\_\_\_\_駅から南に約500mに位置する農地で、立地基準は第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、\_\_\_\_市内のアパートで生活していますが、現在の住まいが手狭になってきたため、戸建住宅の建築を検討していました。将来のことを考え、実家の隣接地である当該地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は、原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書5ページからの、議案第3号 農地法第5号の規定による許可申請の件について、ご説明いたします。5月2日、月曜日の締切り時点で3件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

貸貸人 \_\_\_\_\_ (東原)  
 \_\_\_\_\_ (助谷)  
 \_\_\_\_\_ (助谷原)  
 賃借人 \_\_\_\_\_ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	9 6 8 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	1 0 1 1 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	9 4 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	9 0 m <sup>2</sup>
	合計	3 0 1 4 m <sup>2</sup>

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権の設定

第2項

貸貸人 \_\_\_\_\_ (国谷新田)  
 \_\_\_\_\_ (国谷新田)

賃借人 \_\_\_\_\_ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	3 0 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	1 4 8 7 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	4 9 5 m <sup>2</sup>
	合計	2 2 8 7 m <sup>2</sup>

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第3項

貸 人 \_\_\_\_\_ (下馬木)  
 借 人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)  
 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	3 0 4 m <sup>2</sup>
-------------	---	----------------------

自己用住宅敷地 20年間の使用賃借権の設定

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る 5 月 16 日の調査委員会において調査済ですので、第 1 項案件について、調査委員長の下 4 番 大関 孝男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 4 番 大関 孝男 委員 (1 項案件について報告)

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第 4 条の現地調査と同じ 5 月 16 日 (月) に同じメンバーで調査いたしました。

第 1 項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_公民館から東に約 50 m に位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から 2 m の保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大 3.5 m を掘削し、保安角度を 45 度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については宇都宮市内の\_\_\_\_\_から調達予定であります。事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応します。申請者は、個人での園芸用土採取申請は初めてですが、勤務先で重機オペレーターをしていたため、土採取の経験と知識は十分にあるとのことでした。

以上のことから、農振農用地ではありませんが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることに付いて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 7 番 琴寄 成人 委員

● 7 番 琴寄 成人 委員

地図を見ますとこの地区は時期によって、水が来るのではないのでしょうか。大雨になると水で、畑が田んぼになっちゃう場所ですね。

この地区一帯は、大雨や台風の時に、水が浮いちゃってしばらく引かないんだよね。地元の委員さん、どうですか。



- 2番 大橋 好一 委員  
前の道路あたりは水でかぶっちゃうんだよね。
- 7番 琴寄 成人 委員  
道路を挟んで両サイドに、南も北も水が入って、通行止めになるような通れないときがある。大雨の時だけけど。  
工事をやっていて、水が出てきてという心配はないのかな。
- 5番 篠原 正明 委員  
この区域は低いんだよね。
- 8番 清水 利通 委員  
南の方が低いんじゃないかな。\_\_\_\_\_さんちの前あたり。
- 7番 琴寄 成人 委員  
いづれにしても夏の期間に工事をやる時は、気を付けてやってもらった方がいいですよ。

○議長 工事するのだから、業者に任せて気を付けてやってもらうしかないね。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、5月27日開催の、栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 大関 孝男 委員 (2項案件について報告)

次に第2項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北に約500mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2m、宅地から3mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については栃木市内の\_\_\_\_\_から調達予定であります。事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査においても保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第3項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 大関 孝男 委員 (3項案件について報告)

次に第3項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から南東に約500mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、\_\_\_\_\_市内のアパートで生活していますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。将来、両親の面倒を見ることも考え、実家近くの申請地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される自己用住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に日程第5 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは、議案書6ページ、議案第4号「農地法5条の規定による許可の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。5月2日、月曜日の締切り時点で1件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (国谷中央)

賃借人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	2 8 1 3 ㎡
壬生町大字 _____	畑	1 9 2 3 ㎡
壬生町大字 _____	畑	7 4 3 . 3 7 ㎡
		合計 5 4 7 9 . 3 7 ㎡

令和3年4月28日付で園芸用土採取を目的とした賃借権の設定で、一時転用の許可を受けておりますが、今回、令和5年4月27日までの期間延長申請となっております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る5月16日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の4番 大関 孝男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 大関 孝男 委員 (1項案件について報告)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件につい

て、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ5月16日月曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

こちらの案件については、令和3年4月28日付で圃芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、鹿沼土、赤玉土の品質が想定よりも悪く、販売先に受け入れてもらえず、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来ていない状況であることから、1年間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

これは、鹿沼土、赤玉土の品質が悪いという事ですが、品質が悪ければ早く終わるのではないのですか。逆に延長というのはどのような事ですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

申請する前に赤土等が出るかどうかの試し掘りはするようですが、実際に掘ってみたところ、思っていたよりも品質が悪いということがあつたようです。品質が悪いと安い値段を提示され、その値段で売ってしまうと事業自体が赤字になってしまう。今回の土地については、金額面での折り合いがつかずに、もともと予定していた販売先ではなく別の販売先を回ることになり時間が掛かってしまい、掘削のスケジュールが遅れてしまった。埋戻しも遅れ、全体の工事期が遅れ、1年で終わらないという事になってしまったようです。

●1番 刀川 正己 委員

販売の方は安くされちゃって、地主の方はどうなんですか。

○議長 地主の方にはもうお金払っちゃつてあるんだよね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

地主の方は、もともと土地代として決まった額で契約していることが多いので、受け取る額は変わらないと思いますが、業者の方で支払う土地代は変わらず、売方で安くなってしまうと、儲けが少なくなるという事情があるようです。

○議長 いずれにしてもこの許可期間内に終わしてもらえればいいわけですからね。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第6 議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

なお、本案件には、利用権設定等 一括方式の新規・賃借権に、高橋 敏男 委員が設定人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されます。

高橋 敏男 委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

それでは改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書7ページからの議案第5号、壬生町農用地利用集積計画の件について、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

初めに利用権各筆明細に誤りがありまして、訂正したものをお配りさせていただきました。もともとの資料の10ページと11ページが本日お配りした3ページ分に差し替えとなります。

本日お配りした資料になりますけれども、利用権の新規の賃借権についてですが、6件、23筆、面積合計が31,496㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について、2件、3筆、面積が6,555㎡となっております。

次に一括方式の新規・賃借権分についてご説明いたします。資料の8ページにありますとおり、5件、16筆、面積合計が15,826㎡となっております。

次に所有権移転分について、議案書の12ページになります。2件、3筆、面積合計が4,038㎡となっております。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしている状況でございます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、高橋 敏男 委員 が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、高橋 敏男 委員 が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、高橋 敏男 委員 に退席をお願いします。

(高橋 委員 退席)

○議長 先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、高橋 敏男 委員 が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、高橋 敏男 委員 が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、高橋 敏男 委員 が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 高橋 委員 は席にお戻りください。

(高橋 委員 着席)

---

○議長 次に日程第7 報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の13ページに1件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員 (1項案件について報告)

先月の10日ごろだったと思うのですが、鈴木進吉推進委員と現地確認をいたしまして、鈴木さんのよく知っているところで、以前から隣接宅地と一体化して使っていたということの説明をうけてきました。以上報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

---

○議長 次に日程第8 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の14ページから16ページに8件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に、日程第9 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の17ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長 次に、日程第10 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の18ページの3件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。





---

○議長 次に「その他」になりますが、先日、町より国民健康保険運営協議委員の推薦依頼がありました。任期は令和7年までの3年間ですが、来年に農業委員の改選がありますので、実質的には1年間の任期になるかと思えます。引き続き、清水利通委員にお願いしたいと思えますが、いかがですか。

(異議なし)

○会長 清水委員 いかがでしょうか。

●8番 清水 利通 委員  
分かりました。

○議長 はい。引き続き清水委員さんに、国保の委員をお願いします。清水委員さんには大変でしょうけれど、よろしく願いいたします。年に2~3回集まりがあるんだよね。すみませんがよろしく願いいたします。

続いて事務局から「その他の連絡事項」について説明をお願いします。

---

●局長 では、私の方からの報告ですけれども、先ほど冒頭で会長がおっしゃっていましたが、新庁舎が完成し、5月14日に開庁式典を行いました。その際に、農業委員と農地利用最適化推進委員のお名前、胡蝶蘭の鉢植えを寄贈いたしました。支払いは親睦会費より支出しましたので、ご報告いたします。

●事務局 宇賀神農地調整係長

私の方から3点ほど説明させていただきます。本日お配りしました資料の中で、令和4年度最適化活動の目標の設定等と書かれたものをご覧ください。こちらについては、一緒にお配りしている農水省経営局長通知ガイドライン概要のとおり、農業委員会の最適化活動について、毎年度必ず目標を設定し、公表しなければならないこととなりました。ガイドライン基準に沿って、事務局で目標を設定いたしましたので、ご説明いたしたいと思えます。

1ページ目は、農業委員会等の現在の体制や、農家数等の概況になります。2ページ目・3ページ目に最適化活動の目標という所があります。最適化活動の目標の中で、2ページと3ページの途中までが成果目標です。農地の集積や遊休農地の解消、新規参入の促進といった事項について成果目標を設定して、来年度に達成状況を確認する事になります。こちらについては目標数値設定の考え方も示されており、それに基づいて設定した目標を記載することになります。もし達成できなかった場

合も、ペナルティが科されることはないようです。

3 ページ目の中ほどからは最適化活動の活動目標であります。これについては地域の農業委員会の実情に応じて活動目標等を設定することになっております。内容としては、1番目が活動日数、2番目がテーマを決めた活動強化月間を年に3回設定する、3番目が新規参入相談会への参加という、3種類になっております。活動日数については、昨年の全国農業委員会会長代表者集会において、委員の活動日数目標は月当たり概ね10日程度ということが示されております。委員の皆さんは大変お忙しい中だとは思いますが、月10日の活動日数を目標として設定させていただきたいと思っております。委員の皆さんは、日常的に何かしらの最適化活動をしているかと思っておりますので、おそらく10日は超えるのかなと思っております。活動日数については活動記録簿から確認することになりますので、何とか10日を達成できるようによろしくお願いいたします。

次に活動強化月間の設定なのですが、取組項目としては農地の集積と遊休農地の解消、新規参入の促進という事で決められており、その中で農地の集積として農地の出し手と受け手の意向確認を実施する、という事を年2回予定しております。こちらについても、日頃からの委員の皆さんにやっていたいでいることですので、強化月間として設定しますが特段業務を増やすことは考えておりません。また、遊休農地の解消という事で、地域の遊休農地の所有者に対して、土地利用の意向調査を行うという事を予定として設定いたしたいと思っております。

新規参入の相談会については、県や県農業公社等で定期的に新規参入の相談会を開催しているようで、そこに来場することでいいという事です。参加の回数も、年に1回参加すればいいようです。こちらについては1名もしくは2名の参加で、事務局も一緒に行くことになるかと思っております。どういう形で参加するかという事を改めて相談させていただきたいと思っております。とりあえず、活動目標として年に1回、1~2名の委員が参加するという形で、目標として記載したいと考えております。

簡単に説明いたしました、今の件について何かご質問等がありますか。

●2番 大橋 好一 委員

この遊休農地というのは、どういう部分の農地を言っているのか、具体的に説明してください。

●事務局 宇賀神農地調整係長

再生利用がまだ可能とみられる土地です。山林化してしまって農地に戻すのが難しいという所は、国の方でも、農地ではなく非農地判断しなさいという方針です。ただ、非農地判断をしてしまうと農地法の縛りがなくなってしまうので、慎重に判断すべきかと思っております。

●2番 大橋 好一 委員

耕作放棄地の部分だけですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長  
そうです。

●2番 大橋 好一 委員

後継者がいなくて、作物を作っていない農地がいっぱいある。そういう農地は遊休農地ではなくて、畑なり田んぼなり、それは該当しないのですか。

もう 10 年間も作物を作っていない所など、耕作放棄地のようにになっているようなのですが。それともいつでも作れる状態になっているとか、耕しているだけの農地とか。

そういうのはこちらから投げかけて、誰かに貸してあげるとか、そういう農地はこの項目に入るのかな。

●事務局 宇賀神農地調整係長

作物を作ってなくても、耕している土地は正常な農地に分類されますので、通常の利用集積の方になるかと思います。

●2番 大橋 好一 委員

遊んでいる農地のことではないという事ですね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうですね。

●2番 大橋 好一 委員

あくまでも耕作放棄地的な、雑草や木が生えているとか、そういうところですね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうです。

●2番 大橋 好一 委員

それともう一つ、新規参入相談会というのは、新規参入したいという人をどういう風に見つけ出すのか。募集するのか。手だてがあるのか。

新規参入の相談会をやりますよと、広報で知らせるのかはわかりませんが、それではたしてどういう人が来るのかは、分からないわけですよ。関西の方の人とか。事前に委員会の事務局に相談があって、相談会を案内するのならわかるが、得体のしれない人が来るかもしれない。それに私たち委員も参加するという事ですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

壬生町の農業委員会として、相談を受ける側で参加するというのが本来の目的だと思いますが、今回のものは新規就農相談フェアとか、具体的に相談を受けるのではなく、いろいろな方が出入りできるイベント的な所に行くだけでいいということ

のようです。

●2番 大橋 好一 委員

壬生独自でやらなくても良いという事ですね。

○議長 本当はやればいいのしょうけれど、そういう所に行ってくれ、という事です。

○議長 これ推進委員さんと、農業委員さん1名ずつでいいんじゃないの。

川嶋推進委員と相談して、どのような配分にするか、事務局にらせていただいてよろしいですかね。

あとでまた相談させてもらいます。

●事務局 宇賀神農地調整係長

2点目になります。今日お配りした中で、営農型太陽光における農地転用についてですが、今まで壬生町で営農型の太陽光発電設備は設置されたことがありません。相談は数件来ているところではありますが、ここで委員の皆さんに営農型太陽光をやる場合の手続き・許可・流れについて説明したいと思います。

(別紙資料にて説明)

●事務局 宇賀神農地調整係長

簡単な説明になりましたが、この件についてご質問等ありますか。

●2番 大橋 好一 委員

確認事項の中で圃場整備等の基盤整備事業が予定されている、とありますが、済んでいる所はどうなりますか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

先日、壬生の土地改良事務局に確認したのですが、あくまでも、土地改良区の理事会で承認が必要だろうという事でした。もちろん土地改良の方でも事例がないので、どうすべきかというのは明確に言えないようですが、やはり土地改良という公費を使って整備したところですので、下で農業をやるからと言ってパネルを設置することは、承認は出ない、出せないのではないかという事でした。

○議長 みなさんも、将来的にこういうことがあるかもしれませんので、参考にしてください。

他にこの件についてご質問ありますか。大丈夫かな。次は。

●事務局 宇賀神農地調整係長

私からもう1点、活動記録簿についてですが、様式が変わり記入に困っている方

もいらっしゃるかと思います。記入欄は色々あるのですが、必ず書いていただきたいところは、日時と活動時間、それと詳細の部分です。どんな活動をしたかが分かるように、簡潔でいいので詳細の所に書いていただければと思います。そこが書いてあれば、他の部分は事務局で埋められますので。何をやったかが書いてないと事務局でもどうにもならないので、日にちと時間と何をやったかという所だけ書いていただき、提出いただければと思います。

道端でちょっと農地の話をしたりとか、5分でも話をすれば活動日数1日としてカウントできるということなので、月の活動日数10日を達成できるよう、お手数をお掛けいたしますがよろしくをお願いします。

○議長 次に松本さんの方からお願いします。

●事務局 松本主事

4点ほど説明させていただきます。

初めに「令和5年度農林関係税制改正要望の提出について」です。締め切りは今月の25日となっておりますが、先に(案)がありますので、ご確認いただきたいと思っております。内容としましては「軽油引取税の課税免除の特例措置」であります。要望理由としては、軽油引取税の課税免除により経費削減を図ることは、農業を行うにあたり経営の安定化を目指すことへとつながります。そのため課税免除期限の延長を要望しようと思っております。こちらの要望で提出してよろしいか、お伺いさせていただきたいのですが、問題はないでしょうか。

期限日まであと数日ありますので、ご意見等ありましたら、引き続きファックス等で連絡いただきたいと思っております。

2件目ですが、先ほど係長の方からもあったのですが、活動記録簿の前月分を翌月20日提出とさせていただいておりますので、5月分も6月20日の月曜日までに事務局まで提出願えればと思います。

3点目は、「のうねん5月号」についてです。すでに皆様にお配りさせていただきましたので、持ち帰りの方お願いいたします。

最後にもう1点、対象になる方に、本日の資料と一緒に薄緑色の封筒を配布させていただいております。こちらは農業再生協議会からの交付金に関する様式になりますので、ご確認の上、提出をお願いいたします。

以上になります。

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。他に委員から何か発言はございますか。

(発言なし)

---

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第23回壬生町農業委員会総会  
を閉会いたします。大変お世話になりました。

【午前11時45分閉会】

会 長 梁鳥源智

7 番 琴寄成人

8 番 清水利通